

令和4年度 第1回情報公開・個人情報保護審査会 会議要旨

日 時 令和4年8月29日（月）
午後2時～
場 所 日赤会館7階会議室

出席委員 横山委員（会長）、惣谷委員（会長職務代理者）
青木委員

事務局 青山事務局長、池本次長兼業務課長、山崎総務課長、
森下総務班長、楠総務班主査

依頼元 和歌山県データ利活用推進センター
稲住センター長、木澤主査、音喜多副主査

【会議の流れ】

- 1 開会 <13:55>
- 2 事務局長あいさつ
- 3 審査会委員の紹介
- 4 事務局職員の紹介
- 5 議題
(1) 情報公開・個人情報保護審査会会長の互選及び職務代理者の指名について
- 6 会長に横山委員が就任、会長職務代理者に惣谷委員を指名
- 7 横山会長あいさつ
- 8 議題
(2) 総務省統計局が実施する地域医療・介護資源の偏在等に関する分析研究事業へのレセプトデータ及び健診情報の提供について
【諮問案件】
(3) その他
- 9 閉会 <14:30>

【議題要旨】

(1) 情報公開・個人情報保護審査会会長の互選及び職務代理者の指名について

【事務局】

会長選出（委員の互選）方法について委員からの提案を確認

【惣谷委員】

事務局一任の発言あり

【事務局】

事務局案として会長に横山委員を提案

【横山委員、惣谷委員、青木委員】

異議なし

◎横山委員が会長に決定

【横山会長】

会長職務代理者に惣谷委員を指名

◎惣谷委員が会長職務代理者に決定

(2) 総務省統計局が実施する地域医療・介護資源の偏在等に関する分析研究事業へのレセプトデータ及び健診情報の提供について【諮問案件】

【事務局】

事前配布資料の「和歌山県への個人情報の提供について（諮問）」に基づき、詳細な内容を説明。

【委員】

依頼文書によると、総務省統計局が実施するとされているが、総務省統計局が事業を実施するのではなく、今回は総務省から補助を受けて和歌山県が実施するのか。

【和歌山県】

はい、そのとおりです。総務省統計局は研究事業の予算をもってるが、実施主体は和歌山県になる。

【委員】

総務省統計局はデータ利活用推進事業という事業予算を持っていて、自治体等に対して事業を実施したいところに手を挙げてくださいというところで、採択を受けたのか。

【和歌山県】

はい、受けました。

【委員】

採択を受けたうえで、分析作業は京都大学と進めるという理解でよいか。

【和歌山県】

そのとおりです。

【委員】

事業期間は4年間であると説明があったが、2年目以降も毎年補助金を受けながら事業を進めていくのか。

【和歌山県】

毎年総務省に了解をもらって進めていく。

【委員】

提供するデータは5年分となっているが、期間が先に伸びると、新しいデータを増やして分析していくのか。

【和歌山県】

そうです。

【委員】

依頼文書の中に「本同意に関わるデータに個人情報に含まれない」と記載があるが、これは提供するデータをハッシュ化しているので個人情報を含まないとの理解でよいか。

【和歌山県】

元々のデータには個人情報を含んでいるが、和歌山県及び京都大学が受け取る時点ではすでにハッシュ化等の匿名化をしているので、一瞬でも個人情報を含んだデータを保有するのではなく、受け取った時点で基本的に個人情報のハッシュ化等の匿名化をされています。

【委員】

ハッシュ化とはどのような処理か。

【和歌山県】

暗号化と同じような言葉で使われるが、暗号化もハッシュ化も同様、一定の法則で無意味な文字に変換される。例えば同じ名前でもハッシュ化すれば、まったく同じ不規則な動きで匿名化される。

ハッシュ化と暗号化の違いは、暗号化は復元することができるが、ハッシュ化は元に戻すことができない。

今回、和歌山県が受け取るのはハッシュ化されたデータになる。

【委員】

資料の中で、ハッシュ化する情報と削除する情報が混在しているが、分けた理由は。

【和歌山県】

研究の性質上、必要のないデータについては一律削除して提供していただく。ハッシュ化したデータについては、元の法則が生きていれば追加で情報提供いただく事ができるので、削除よりハッシュ化が望ましいと考え、ハッシュ化とさせていただいている。

【委員】

ハッシュ化と削除によって、個人を特定されるリスクはゼロになるか。

【和歌山県】

ゼロにはならない。例えば、データの持ち主が北山村出身の人で、対象者が1人しかいない場合であれば特定できる。しかし、基本的には京都大学の方しかこのデータを見ないので、個人と容易に突合できる状態ではない。個人を特定できる可能性があるが、個人情報にはあたらないと認識している。

【委員】

データは和歌山県及び京都大学以外の一般の方が見ることはないか。

【和歌山県】

ありません。

【委員】

和歌山県の職員は公務上の守秘義務が課せられていると思うが、京都大学にはそのような守秘義務はあるのか。

【和歌山県】

京都大学の医の倫理委員会が管理する医学系研究のセキュリティは厳しく、それを順守している。また、京都大学は今回のような地域のレセプトの研究実績があるので、安心して任せられる。

【委員】

分析の結果を提供いただけると説明があったが、アウトプットに個人情報は含まれないのか。

【和歌山県】

分析に当たっては個人レベルの情報が必要になるので、データの提供自体は個人レベルのデータを頂きたいが、分析後は、地域単位の情報のアウトプットになる。具体的には市町村別のアウトプットを予定している。

【委員】

今回の案件は、和歌山県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第8条第1項第5号の目的外利用の規定によると思うが、条件として「公益上必要があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる」場合とされているが、先に説明いただいた内容であれば和歌山県へ

の提供は問題ないと考える。

【委員】

地域を特定できる情報として、郵便番号を出すことで、どこまでの情報が出るのか。

【和歌山県】

基本的な個人の情報としては郵便番号まで出ます。それより問題になるのが、提供いただくデータがレセプトデータになるので、何月何日にどこの病院に行ったという情報を、例えば本人が見れば、住所がなくても誰の情報かわかる。ただし、その情報は本人か近親者しか知りえず、容易に突合できるものではない。情報を組み合わせることで、個人を特定する事ができるため、個人情報と同程度の取扱いを行うこととしている。

【委員】

生年月日について、年齢別に分析したいとの意向だと思うが、日は削除するとされているが、月まで必要なのか。

【和歌山県】

同じ疾患でも年齢によって意味が異なるため、年齢別に分析することが重要です。また、月については、同じ年に生まれた同居家族の兄弟がいた場合、同一人物と判定してしまうため、区別するため必要になる。

【委員】

郵便番号の開示の必要性について、研究結果を市町村レベルでアウトプットされるとの話があったが、そこまで細分化を必要とする根拠は何かあるのか。

【和歌山県】

アウトプットは市町村レベルと説明をしたが、アウトプットの最小単位は小学校区になると考えているので、郵便番号まで必要と考える。

今回は、県全体で247区ある小学校区を全て分析することは難しいと思われるので、最低でも市町村区での分析を予定しているが、出来れば小学校区までの分析を行いたいと考えているので、郵便番号まで提供いただきたい。

【委員】

後期高齢者以外のデータも分析を行うのか。

【和歌山県】

今回は各市町村の介護と、国民健康保険の情報を提供いただく。対象者は65歳以上で仕事を定年された方で、和歌山県民の30-40%を占める。それで十分かという議論があるが、医療費の利用率は高齢者が圧倒的に多く、

全体の 70-80%の利用を占めるため、データとしては十分な結果が得られると思う。

【委員】

研究による分析結果が出てくるのはいつごろか。

【和歌山県】

1年目はデータをしっかりと収集し、2年目から分析を実施し、3年目には第一報が出せると考えている。4年間の計画ではあるがしっかりと分析するための期間であり、必ず4年いっぱいかかるものではなく、余裕を持った計画としている。

【会長】

他に意見や質問等が無いようですので、本審査会としては、本件に係る個人情報提供について妥当であると認めることとしてよろしいですか。

【委員一同】

はい。

【会長】

では、そのように決定をさせていただきます。それでは事務局より答申案を提示させていただきます。

【事務局】

答申案を読み上げる

【会長】

答申案について、何かご意見ございますか。

【委員一同】

ありません。

【会長】

答申については、答申案のとおりとする。

(3) その他

特に案件無し。